

みえの土地改良

発行所 ● 三重県土地改良事業団体連合会 ● 津市広明町330 TEL059-226-4824



夢ある農村づくり

みどり
水土里ネット みえ

| | |
|------------------------------------|----|
| 農林水産省は新たな「土地改良長期計画」を策定しました | 2 |
| 農林水産省が「令和8年度農林水産予算概算要求」を公表しました | 6 |
| 令和8年度 農業農村整備事業関係予算確保等を要請しました | 8 |
| 県内各地で山本佐知子農林水産政務官が農業農村整備事業推進懇談会を開催 | 11 |
| 令和7年度 水土里ネット役職員研修会 開催 | 12 |
| 「みえ水土里ネット女性の会」農業農村整備事業現地研修会を開催しました | 14 |
| 三重の土地改良アラカルト | 16 |
| こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です | 18 |
| 多面的機能支払（農地・水・環境保全向上対策）の紹介 | 19 |
| 水土里ネットみえの広場 サマーセミナーの開催（中勢用水土地改良区） | 20 |
| 事務局だより／支部活動報告 | 21 |
| 第22回「みえの農村風景」写真コンテスト募集 | 25 |
| 本会職員採用試験案内 | 26 |



農林水産省は土地改良事業の指標となる 新たな「土地改良長期計画」を策定しました

今回の計画は、食料・農業・農村基本計画の策定、土地改良法の改正等を踏まえ、1年前倒しで見直しを行い、令和7年度から令和11年度までとする新たな「**土地改良長期計画**」を策定しました。

新たな計画では、生産性の向上を通じた食料自給率の確保等に向け、土地改良事業を集中的かつ計画的に実施するため、4つの政策課題にそれぞれ目標を掲げ、取り組むこととしています。

農業・農村をめぐる情勢及び課題

○ 食料安全保障を取り巻く環境の変化

(世界人口の増加による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発化による世界の食料生産・供給の不安定化)

○ 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響

(農業者の減少・高齢化、農村の地域社会の維持が困難となる事態への懸念)

○ 農業生産基盤等の脆弱化

(農地面積の減少、農業水利施設等の老朽化に伴う突発事故の多発)

○ 自然災害リスクの増大

(豪雨、大規模地震等による農地・農業水利施設の被災リスクの高まり、渇水・高温による農作物への影響)

○ 持続可能な環境配慮の主流化 (環境負荷低減の取組の推進、環境と調和のとれた食料システムの確立)

○ 農業・農村の多様性への配慮 (地域ごとの多様な営み等を踏まえた柔軟な取組の必要性)

○ 建設業等を取り巻く情勢の変化 (就業者数の減少、労務単価・資材価格の上昇)

土地改良事業の基本的な方向性

食料・農業・農村基本法の改正 (令和6年6月5日施行)

- ・基本理念に、「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定。
- ・農業生産基盤の「整備」に加え「保全」が追記。防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようすること等が追記。

食料・農業・農村基本計画の策定 (令和7年4月11日閣議決定)

- ・食料自給力の確保に向けて、生産性向上等に必要な取組として「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策」を推進。

土地改良法の改正 (令和7年4月1日施行)

- ・国等の発意により基幹的な農業水利施設の更新事業を実施できる制度、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設等の保全に取り組む仕組み等を創設。

第1次国土強靭化実施中期計画の策定 (令和7年6月6日閣議決定)

- ・「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「田んぼダム」等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」等の施策を推進。

食料自給力の確保に資する農業農村整備

政策課題1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

○ 生産コストの低減

【重要業績指標】

- ・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合⇒【6割以上】

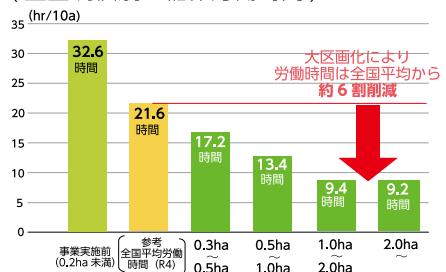
大区画化等による労働生産性の向上

(水田の大区画化)



自動走行農機等に対応した農地の大区画化

(区画規模別の稲作労働時間)



- ・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区的割合⇒【10割】

スマート農業の実装を可能とする基盤整備



GPS衛星による自動走行



ターン農道の整備



リモコン草刈機に適した 自動給水栓の設置



政策目標2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大

○ 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大

【重要業績指標】

- ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加している地区的割合⇒【8割以上】

水田単作から麦・大豆のブロックローテーションを実現 青生地区(宮城県美里町)



用排水路が未整備で排水不良や
湿害が発生



水稻+麦+大豆の2年3作のブロックローテー
ション

- ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加している地区的割合⇒【8割以上】

畑地・樹園地の高機能化による園芸作物の生産拡大 三美地区(茨城県常陸大宮市)



未整備で不整形なほ場



ねぎも大型機械で収穫可能に



定植時のかん水

政策課題2 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

○基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進

【重要業績指標】

- ・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合⇒【10割】
- ・土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合⇒【8割以上】

改正土地改良法に基づく水土里ビジョンの策定

○水土里ビジョンの内容イメージ

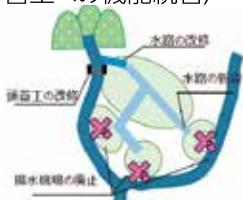


○維持管理の効率化・高度化の推進

【重要業績指標】

- ・更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区において施設の集約・再編、ICT導入等により維持管理費を節減する地区の割合⇒【10割】

施設の集約・再編
(ポンプ場の廃止、頭首工への機能統合)



ICT等新技術の導入
(水管理の遠隔化・自動化)



農業水利施設の省エネ化
(高効率電動機への更新による省エネルギー化)



政策課題3 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

○防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進

【重要業績指標】

- ・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合⇒【9割以上】

防災重点農業用ため池の防災・減災対策

(防災重点農業用ため池の防災工事の加速化)



豪雨対策(洪水吐きの改修)の先行整備(例)
※地震対策は豪雨対策完了後に実施

(遠隔監視機器の導入)



(ため池サポートセンターによるため池管理者等への技術支援)



○湛水被害等の防止

【重要業績指標】

- ・湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積⇒【21万ha】

将来予測に基づく計画策定手法も踏まえた排水施設の整備・改修を推進



排水機場、排水路の整備

「田んぼダム」の取り組み



調整板設置状況
排水栓(調整板挿入)
(福井県鯖江市)

政策課題4 農村の価値や魅力の創出

政策目標5

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

○総合的な整備を通じた所得の向上

【重要業績指標】

- ・中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区的割合⇒【10割】

農業生産基盤及び生産・販売施設の整備（長野県東筑摩郡生坂村）



農地、農業水利施設、農道等の整備

生産・販売施設
(直売所・加工施設等)

地域の特色を活かした基盤整備により地域特産の園芸作物の作付を拡大するとともに、生産・販売施設での販売により地域の所得確保を推進

生活インフラの整備



老朽化対策を実施した農道橋

路面改良を実施した農道

○地域の共同活動の維持に向けた体制強化

【重要業績指標】

- ・農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合
 - ・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合⇒【5割以上】
 - ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合⇒【5割以上】

国、県、市町村による集落の共同活動への支援等の強化



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

都道府県・市町村等

活動・組織強化を支援
・外部団体等とのマッチング
・専門家派遣 等

多面的機能支払活動組織

制度面から
指導・助言

国

連携

土地改良区

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

令和7年8月29日に農林水産省が

「令和8年度農林水産予算概算要求」を 公表しました



農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画や現下の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するための予算を要求しました。

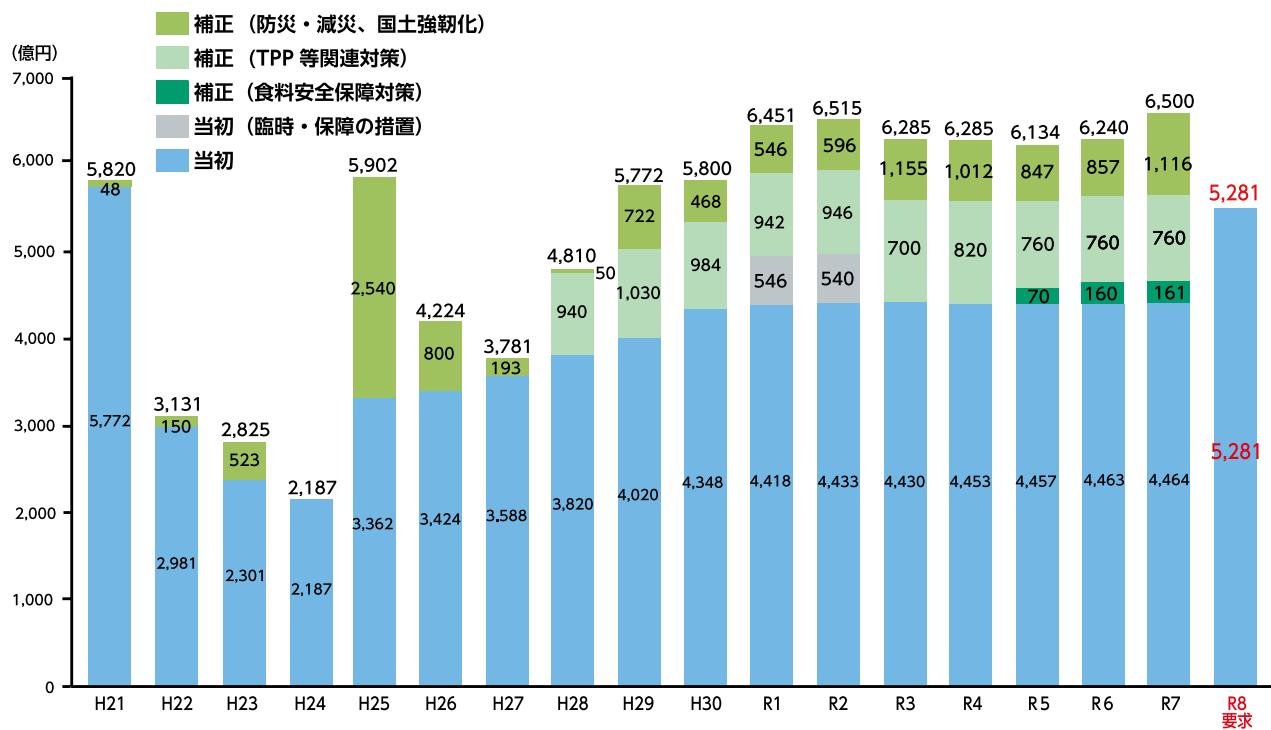
農業振興局予算のうち土地改良に充てる農業農村整備事業関係については、農業の構造転換や国土強靭化等を図るために農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネの利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全の推進、農地中間管理機構の地域内の担い手への農地集積・集約化に向けたきめ細かな耕作条件の改善、農業水利施設へのきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

(単位：億円)

| 事 項 | 令和 7 年度 当初予算額 | 令和 8 年度 概算要求額 | 前年度比 |
|---|------------------|------------------|--------|
| 農業農村整備事業（公共） | 3,331 | 3,941 | |
| 農業農村整備関連事業（非公共） （農地耕作条件改善事業、大区画化等加速化支援事業、農業水路長寿命化・防災減災事業、畑作等促進整備事業、農業生産基盤情報通信環境整備事業、農山漁村振興交付金） | 548 | 662 | 120.9% |
| 農山漁村地域整備交付金（公共） (農業農村整備分) | 584 | 678 | 116.0% |
| 計 | 4,464 | 5,281 | 118.3% |

(注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

農業農村整備事業関係予算の推移



*農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「第1次国土強靭化実施中期計画」に係る経費及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

農村振興局予算概算要求の重点事項（抜粋）

1 農業の持続的な発展（農業生産基盤の整備・保全）

| | |
|--|----------|
| ① 農業農村整備事業<公共> | 3,941億円 |
| ・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進 | |
| ② 農地耕作条件改善事業 | 212億円 |
| ・農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援 | |
| ③ 大区画化等加速化支援事業 | 31億円 |
| ・法人等の農業者が自ら施工することによる農地の区画拡大や省力化整備を支援するとともに、巨大区画化等の効果検証・普及を実施 | |
| ④ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 338億円 |
| ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に發揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援 | |
| ⑤ 畑作等促進整備事業 | 26億円 |
| ・麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援 | |
| ⑥ 農業生産基盤情報通信環境整備事業 | 8億円 |
| ・農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装等に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信環境の整備を支援 | |
| ⑦ 農山漁村地域整備交付金<公共> | 884億円の内数 |
| ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付 | |

2 農村の振興（農村関係人口の拡大、経済面・生活面の取組等による農村の振興）

| | |
|--|------|
| ① 農山漁村振興交付金 | 86億円 |
| ・農業農村において、地域内外の民間企業の参画促進等による関係人口の増加と、所得向上や雇用創出、生活の利便性確保等を図る観点から、官民共創の促進による地域課題の解決、農泊・農福連携・インバウンド食関連消費の拡大など地域資源を活用した付加価値の創出による「里業」の推進、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、棚田地域の振興、中山間地域等における農用地保全、荒廃農地の解消、都市農業の振興等を総合的に推進 | |



令和8年度

農業農村整備事業関係予算確保等を要請しました

本会 末松則子会長は、令和8年度の予算編成にあたり、令和8年度農業農村整備事業の予算確保、制度拡充、時限措置の延長を求め、県議会、県に対して、要請活動を行いました。

○8月7日(木)に「三重県議会 自民党県議団」へ末松会長、藤本専務理事、事務局で要請活動を行い、地域の実情を訴えるとともに積極的な意見交換をしました。



三重県議会 自民党県議団への要請



要請書をもとに意見交換

○8月25日(月)に「三重県議会 自由民主党三重県支部連合会」「三重県議会 新政みえ」へ末松会長、藤本専務理事、事務局で要請活動を行い、地域の実情を訴えるとともに積極的な意見交換をしました。



三重県議会 自由民主党三重県支部連合会への要請



要請書をもとに意見交換



三重県議会 新政みえへの要請



要請書をもとに意見交換

○9月18日(木)に三重県農林水産部 農業基盤整備・獣害担当の幹部の方々に対し、要請活動を行い、地域の実情を訴えるとともに積極的な意見交換をしました。

[要請先]

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 三重県 農林水産部 | 部 長 | 枠屋 典子 |
| | 副部長 | 神田 和弘 |
| 農業基盤整備・獣害担当 | 次 長 | 湯浅 豊司 |
| 農業基盤整備 | 課 長 | 伊藤 知昭 |
| | 副課長 | 磯部 幸司 |
| 農山漁村づくり課 | 課 長 | 梅村 竜也 |
| 農地調整課 | 課 長 | 森島 武久 |
| 獣害対策課 | 課 長 | 山越 裕 |



要請書を枠屋部長へ渡す末松会長

[要請者]

三重県土地改良事業団体連合会

| | | |
|------|-------|----------------|
| 会 長 | 末松 則子 | (鈴鹿市長) |
| 専務理事 | 藤本 隆治 | (学識経験者) |
| 理 事 | 水谷 隆 | (神田土地改良区理事長) |
| 理 事 | 田村 宗博 | (中勢用水土地改良区理事長) |
| 理 事 | 奥山 伊助 | (宮川用水土地改良区理事長) |
| 理 事 | 吉田 具示 | (阿山町土地改良区理事長) |
| 理 事 | 高波 秀彦 | (名張市土地改良区理事長) |
| 代表監事 | 藤谷 克彦 | (札場土地改良区理事長) |
| 監 事 | 岩崎 芳和 | (白山町土地改良区理事長) |



要請書に対して回答する枠屋部長



意見交換の様子



県幹部の皆さんと本会役員との記念撮影

今後、10月30日(木)~31日(金)には、関係国會議員、農林水産省、財務省等の関係機関へ要請を行う予定です。

●要請した内容

新たな食料・農業・農村基本計画に基づく生産基盤の強化及び食料安全保障の強化を図るため、令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算において、地域の要望に十分応えられる**農業農村整備事業予算を確保すること。**

また、防災重点農業用ため池の防災工事や、農村地域における排水機場の耐震化・長寿命化など、防災・減災対策に**必要かつ十分な予算を確保すること。**

さらに、「食料・農業・農村基本法」改正後の新たな基本計画のもと、初動の5年間に農業の収益力を抜本的に向上させるべく、農業構造転換集中対策を講じるため、**別枠で必要な予算に対して国費及び県費を確保すること。**

農家への負担軽減や農業生産基盤の適切な保全管理が課題とされるなか、農業水利施設の維持管理を担っている土地改良区では、近年の資材価格・人件費等の高騰や農業水利施設の老朽化に伴う維持管理費の増大など、運営状況は厳しさを増しています。

このことから、農業水利施設の維持管理費に対して支援を行う**水利施設管理強化事業の対象施設の拡大など、土地改良区の運営基盤強化を図るための維持管理費軽減等に対するきめ細やかな支援制度を創設すること。**

本県では、標準耐用年数を超過するなど老朽化した農業水利施設が数多く存在することから、引き続き農業水利施設の効率的な整備・活用が進められるよう、令和7年度までとなっている「水利施設等保全高度化事業」及び「農村地域防災減災事業」の実施計画策定や機能保全計画策定について、国の定額補助を継続すること。

県内各地で 山本佐知子農林水産大臣政務官が 農業農村整備事業推進懇談会を開催しました



山本佐知子農林水産大臣政務官

去る8月18日(月)及び26日(火)に山本佐知子農林水産大臣政務官が、県内7会場で農業農村整備事業推進懇談会を開催しました。

各会場では、管内土地改良区理事長を始めとする役員・職員の皆さんのが、多数出席しました。

当日は、まず山本政務官より国政報告とともに米価格の高騰で注目されている今こそ増産に向けて生産基盤であるほ場の大区画やスマート農業の導入が急がれるとの挨拶があり、その後意見交換が行われました。

18日は、午前中に桑名管内の神田土地改良区、四日市管内(四日市市)の三重用水土地改良区、午後からは四日市管内(鈴鹿市)の鈴鹿川沿岸土地改良区、津管内の中勢用水土地改良区の4会場で開催しました。

意見交換では、河川や水路等の堆砂問題、外来植物の繁殖による被害問題、農業水利施設の老朽化、電力料金高騰対策事業の継続、多面的機能支払事業の予算確保、耕作放棄地の増加など各地域で発生している様々な

8月18日



神田土地改良区での様子



三重用水土地改良区での様子



鈴鹿川沿岸土地改良区



中勢用水土地改良区での様子

問題やそれに対しての要望が出され、特にICT化に対しては、高額な設備投資への不安や農林水産省のシステムと他のシステムとの相互連携不足など、将来的な営農に対して懸念を抱く意見が出ました。

26日は、午前中に伊賀・名張管内の上野土地改良区、午後からは松阪管内の鷲田川祓川沿岸土地改良区、伊勢志摩管内の宮川用水土地改良区の3会場で開催しました。

意見交換では、太陽光発電事業者による農地(水田)の買い占め対策、中山間地域での農業後継者不足や獣害対策、国営事業採択や耕作者理事の更なる要件緩和、資材価格の高騰に対する制度の拡充や支援、土地改良区の若手職員の育成や、運営事務に対する支援などの様々な意見や要望が出ました。

2日で県内7カ所での開催となり、行程の関係で各会場とも滞在時間が短く余裕がないなか、山本政務官も絶えず出される意見や要望をメモに取りつつ、活発な意見交換となりました。出席者にとって山本政務官に直接現場の声を聞いていただき、各地域での農業に対する課題や要望ばかりでなく将来の農業(営農)を心配する声も出され、有意義な懇談会となりました。

8月26日



上野土地改良区での様子



鷲田川祓川沿岸土地改良区での様子



宮川用水土地改良区での様子

令和7年度 水土里ネット役職員研修会 開催

～水土里ネットの運営基盤の強化を目的に～

去る7月31日(木)メッセウイングみえ大研修室において、東海農政局等の担当者を講師に招き、令和7年度水土里ネット役職員研修会を開催し、県・市町の水土里ネット指導担当者、水土里ネット役職員79名が受講しました。

今回は、メディア・リテラシー、土地改良法の改正等について理解を深めました。

始めに、本会末松会長より開会挨拶があり、その後研修に入りました。



本会末松会長 開会挨拶

まず、公益財団法人反差別・人権研究所 萩田研究員に「考えよう、私たちにできること～なぜ、メディア・リテラシーが必要なのか～」と題して、講義を受けました。

インターネットを含め情報伝達媒体が氾濫し、偽情報・誤情報等の問題が顕著になってきているなか、特にインターネットは私たちの生活に必要不可欠で今後活用する場面が増えていく状況になっています。私たち一人一人が相手の意図を踏まえて情報を読み解く力、影響力を意識し主体的に正しく情報を活用する力である「メディア・リテラシー」を身につけることが、インターネットの世界だけでなく現実の世界でも必要な力であり、他者とのやり取りされる情報についても多面的に分析し自分の考えを表現することが重要であると力説されました。



公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 萩田研究員



東海農政局農村振興部土地改良管理課 山崎課長

次に、東海農政局農村振興部土地改良管理課山崎課長に「土地改良法の改正について」と題して、講義を受けました。

土地改良区では、維持管理している農業水利施設の耐用年数超過による老朽化や農村地域の人口減少による営農上の負担過多が進行するなか、農業従事者、農地面積の減少、及び組合員数、受益面積は減少傾向にあり、運営基盤が脆弱な状況にあります。さらに気候変動による自然災害の激甚化、頻発化などといった課題にも対応できるように改正された食料・農業・農村基本法の方向性に即し、土地改良法も改正され、農業生産の基盤整備や保全及び担い手のニーズに即した基盤整備を推進し、また地域農業の将来について行政を含む地域関係者と連携して取り組む「連携管理保全計画(水土里ビジョン)」の策定が紹介され、それに対する国からの支援の説明がありました。さらに今後の土地改良区運営の体制及び運営に関する措置などの説明もありました。

休憩を挟み、同局同部同課 田中企画官に「所有者不明農地の解消に向けた取組について」と題して、講義を受けました。

相続登記がされないため、所有者不明土地が増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害などが増加しつつあります。土地改良区にとっても、所有者が分からず農地が存在(発生)すると、運営(賦課金徴収の未納)、事業実施(地元調整の遅延)、換地手続き(所有者調整の遅延)等様々な問題で発生し、業務が停止してしまうため不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から民事基本法制が見直されました。

講義では、土地改良区の安定的な運営や事業の円滑な



東海農政局農村振興部土地改良管理課 田中企画官

実施するために所有者不明農地を発生させない・放置しないことが重要で、僅かな疑義でも解消できるよう財産管理制度の活用に係る補助事業の紹介がありました。さらに全国で相談の多かった事例を紹介したテキスト「所有

者不明農地の解消に関するQ&A」から抜粋して説明がありました。

本年度も昨年同様、午後からの研修で短時間となりましたが、土地改良区の定款を始めとする諸規程の改正や業務運営に直接関わってくる内容であったため、出席者は絶えずメモを取りながら講義を聞き入っていました。

また、受講者からの質問は、研修時間の関係上、事務局で研修終了後までに受け取り、事務局で講師から回答を得、各質問者へ回答しました。

今回の研修科目（内容）について、受講者へアンケートを実施したところ、回答を得たうち87%が「大変参考になった」、「参考になった」との評価を得ました。

事務局として、これからも会員の皆さんからの要望に応え、時代に即したカリキュラムを検討していきたいと考えております。



研修会の様子



研修会の様子



研修会の様子



研修会の様子

「みえ水土里ネット女性の会」 農業農村整備事業現地研修会 (併催: 東海ブロック水土里ネット女性理事等意見交換会) を開催しました

「みえ水土里ネット女性の会」では、去る9月25日(木)に会員相互の交流を深める活動として、農業農村整備事業現地研修会を岐阜県で開催し、県内の水土里ネット、三重県、水土里ネットみえの女性役職員46名が参加しました。

研修会は、昨年度と同様に東海ブロック水土里ネット女性理事等意見交換会(以下「意見交換会」との併催で、東海ブロックの当番県である水土里ネットぎふ、ぎふ水土里ネット女性の会が主催し、東海三県から水土里ネット女性役職員等154名が参加し、岐阜県大垣市の「大垣フォーラムホテル」において開催しました。

当日は、来賓として進藤金日子全国水土里ネット会長会議顧問、進藤顧問令夫人の進藤優貴子様、親泊安次全国水土里ネット土地改良研究所所長にご臨席していただきました。

始めに、主催県である水土里ネットぎふ藤原会長、ぎふ水土里ネット女性の会波能(はのう)会長から挨拶があり、引き続き進藤金日子全国水土里ネット会長会議顧問よりご祝辞をいただきました。その後、基調講演に移り、「最近の情勢について」と題して講演していただきました。今般の米価高騰の要因や生産者への聴き取り調査等を踏まえた令和6年度産米の流通状況などの「米」を取り巻く情報提供、新たに策定された食料・農業・農村基本計画のポイント、それに伴い改正された土地改良法の概要、1年前倒しで策定された新たな土地改良長期計画の概要、そして農林水産省が要求した令和8年度土地改良予算概算の説明がありました。参加者は、メモを取りつつ熱心に耳を傾けていました。

講演終了後、昼食となり、参加者はテーブルを囲み、食事を楽しみながら、日頃の組合員からの相談事や苦情に対



水土里ネットぎふ藤原会長 主催者挨拶



水土里ネット女性の会波能会長 主催者挨拶



進藤全国水土里ネット会長会議顧問による講演



親泊全国水土里ネット土地改良研究所所長 意見交換会の様子
による講演



グループで取りまとめ意見を発表する御浜
土地改良区永田局長



集合写真

する対応方法、日々業務での苦労話などをしながら、和気あいあいとした雰囲気で過ごしました。

昼食後、親泊安次全国水土里ネット土地改良研究所所長より、「土地改良概論等について」と題して講演していただきました。土地改良概論として、土地改良法に基づき計画・実施される土地改良事業の必要性、それを適切に実施することを目的として設立された土地改良区の性格や業務内容、特に執行機関と議決機関の役割など、さらに今、全国的に土地改良区の運営上、課題となっている賦課金の未納、組合員不明農地への対応、土地改良施設の更新整備について状況とその対応策などパワーポイントを用い、分かりやすく説明していただきました。

その後、意見交換会に移り、各テーブルを8人に分け、役員を6グループ、職員を11グループとし、各グループで事務局より事前に指名した進行役、書記の方が中心となり進められました。テーマとしては、役員グループには、「米農家の現状と今後の展開について」、「理事になって思うこと」、「農業水利施設の保全管理について」の3テーマ、職員グループには「地域農業に及ぼす土地改良区の維持管理について」、「今後の土地改良区としての在り方について」、「将来を見据えた農業水利施設等の保全管理について」の3テーマで、各テーブルでは指定されたテーマについて活発な意見交換がなされました。意見交換後、役員グループ、

職員グループより各々の代表者の方にテーマについて取りまとめた意見を発表していただきました。役員グループからは、「施設の老朽化が多く存在し、賦課金だけでは資金繰りが出来ない」、「土地改良区の維持管理費に対して行政からの支援が必要である」、「スマート農業に対応できる基盤整備が必要である」などの意見が出され、職員グループからは、「電気代の高騰に対して賦課金が上げられなく苦慮している」、「各事業における地元負担分を軽減してほしい」、「ポンプ等の施設更新にかかる費用に行政からの支援が無い」など地域で抱えている切実な悩みが出されるとともに厳しい意見も出されました。

発表後、ご臨席いただいた進藤優貴子様より発表された意見についての感想を含めた講評があり、最後に、本会末松会長の次期開催県挨拶があり、盛会裏に閉会しました。

今回は、女性の会設立後4回目の現地研修会であり、昨年度に引き続き東海三県での合同開催となりました。いつもの県内だけではなく、普段接点のない県外の水土里ネット関係の役職員の方と意見交換を含めた交流ができ、貴重なコミュニケーションの提供の場となりました。

事務局としては、今後も工夫を凝らし満足できる有意義な活動を進めていきたいと考えています。

なお、来年度は三重県で開催する予定です。



意見交換会の様子



取りまとめられた意見への感想・講評される進藤優貴子様



水土里ネットみえ末松会長
次期開催県挨拶

ト女性理事等意見交換会



三重の土地改良アラカルト

水利施設管理強化事業について

【事業の目的及び趣旨】

食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設（以下、施設）の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図ることを目的としています。

【事業の内容】

1.一般型（補助率【国費】：①②50%）

施設は、国土の保全等の多面的機能を有していることから、国営造成施設等^{*}を管理する土地改良区等に対して維持管理費等を支援します。

【対象経費】

①多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）

維持管理費×0.6/1.6×50%（実質の補助率【国費】18.75%）

②施設の整備補修に要する費用（例：管理する管水路の補修）

☆維持管理費とは☆

施設の管理に要する操作運転費や点検整備費、施設管理費、諸油脂費、電力料等となります。

*国営造成施設等：国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営又は水資源機構営附帯県営造成施設

2.連携管理保全型（補助率【国費】：①25%、②50%）

施設を管理する役割分担の明確化や将来的に地域の良好な営農環境を維持・確立を目的とする水土里ビジョンを策定した国営造成施設等を管理する土地改良区、または国営造成施設等を管理する土地改良区と共同で、水土里ビジョンを策定した場合、国営造成施設等を管理する土地改良区に加え、県営造成施設等を管理する土地改良区等に対しても維持管理費等を支援します。

なお、維持管理費にかかる補助率【国費】は、嵩上げされています。

（実質の補助率【国費】：18.75%（一般型）→25%（連携管理保全型））

【対象経費】①施設の維持管理費、②施設の整備補修に要する費用

3.特別型（補助率【国費】：50%）

①流域治水対策

連携管理保全型の補助対象について

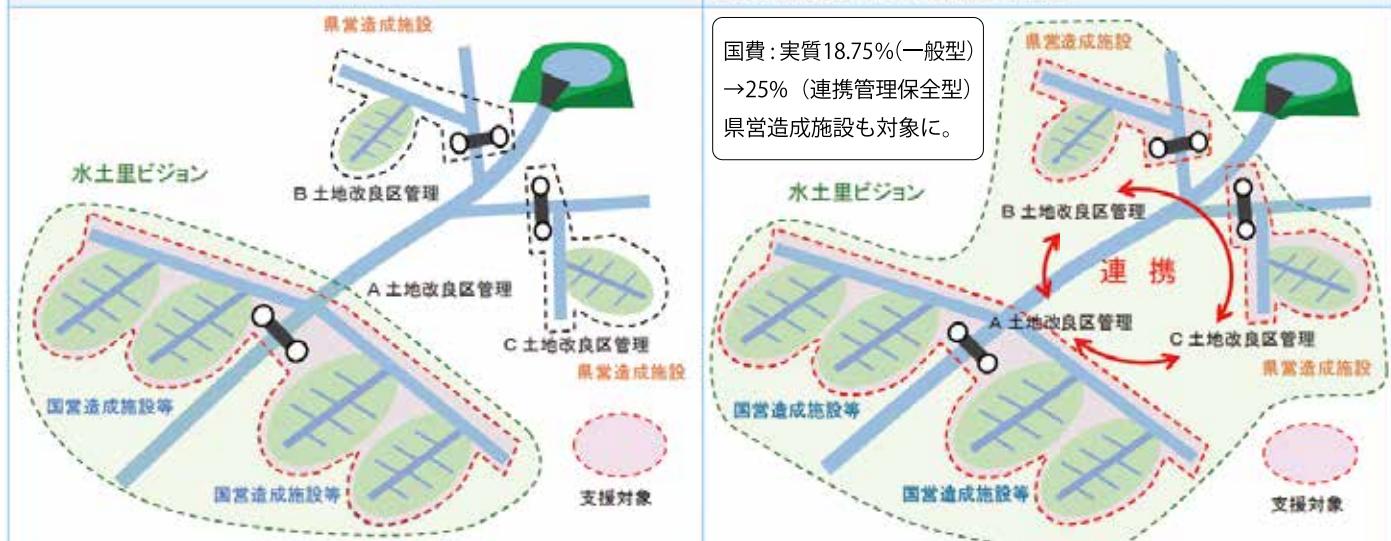
（ケース①）

国営造成施設等を管理する土地改良区が単独で「水土里ビジョン」を策定する場合

国費：実質18.75%（一般型）→25%（連携管理保全型）

（ケース②）

国営造成施設等を管理する土地改良区が県営造成施設を管理する土地改良区と共に「水土里ビジョン」を策定する場合であって、土地改良区間の合併、連合又はその他の連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等）について盛り込んだ場合



施設において、流域治水プロジェクトの策定や治水協定を締結もしくは見込まれている施設が対象で、流域治水の推進に係る取組に要する費用を支援します。

②渴水・高温対策

渴水・高温対策にかかるポンプの設置や運転等に要する費用を支援します。

【対象経費】

ポンプの調達、設置、運転等に要する費用、番水にかかる人件費等

☆渴水・高温対策とは☆

- ・降雨の減少により、頭首工等の水源から取水できない際に、レンタル（調達）した応急ポンプで用水を確保します。
- ・高温障害により生育異常が起きないよう夜間落水や用水のかけ流しを行い、用水を管理します。
- 等

③特定外来生物対策

特定外来生物から被害を受けないようネットフェンス等の調達や設置、特定外来生物の駆除や運搬等の取組を支援します。

4. 管理水準向上型（補助率【国費】：50%）

近年のICTや技術的な発展から、管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援します。

5. 包括的民間委託推進型（補助率【国費】：定額）

※令和8年度まで

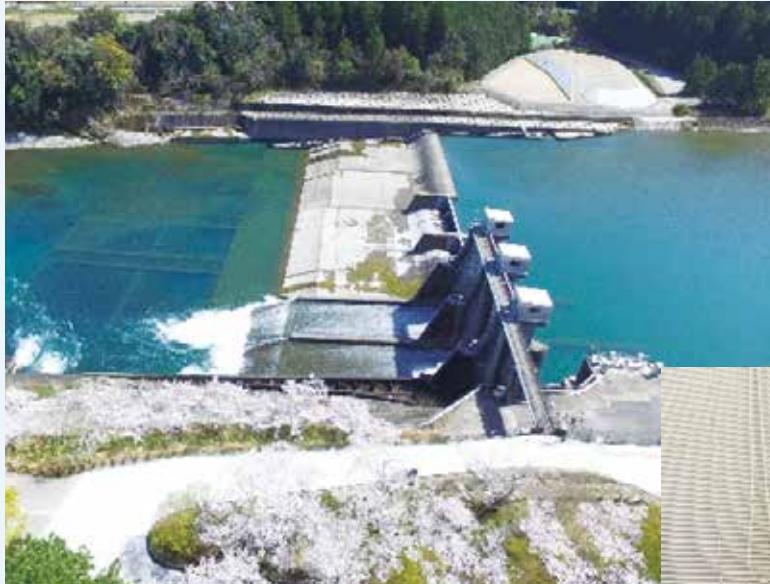
これまで土地改良区等の職員が自ら実施していた頭首工や水管管理施設等の日常点検や操作・管理等が、職員の減少や高齢化に伴い、負担となる部分を民間に委託し生じた費用を支援します。

【問い合わせ】

「水利施設管理強化事業」の活用をお考えの方は、下記の県内各農林（農政、農林水産）事務所農村基盤室農村計画課へご相談ください。

| | |
|-----------|--------------|
| 桑名農政事務所 | 0594-24-3826 |
| 四日市農林事務所 | 059-352-0646 |
| 津農林水産事務所 | 059-223-5140 |
| 松阪農林事務所 | 0598-50-0558 |
| 伊勢農林水産事務所 | 0596-27-5179 |
| 伊賀農林事務所 | 0595-24-8126 |
| 尾鷲農林水産事務所 | 0597-23-3493 |
| 熊野農林事務所 | 0597-89-6128 |

【包括的民間委託推進型の活用例：宮川用水土地改良区】



施設管理の一部を民間へ委託

こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です

日頃より「ため池保全サポートセンターみえ」の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ため池保全サポートセンターみえは令和2年7月1日に設立されてから5年間で、県下のため池1,540池の現地パトロールを実施し、ため池の管理状況等を確認させていただきました。ため池は、危険を伴う人工物（人が造った物）であることから、ため池管理者は周辺に被害を与えないように対策をとり適正に管理する義務があります。今回は、ため池管理における良い事例と悪い事例を紹介させていただきます。

【堤体の草刈り（悪い事例）】

堤体の異常（漏水、崩落、陥没等）を早期に目視で発見するためには、堤体の草刈りが必要不可欠で、最低でも年2回は法面を含めた全体の草刈りを実施し、いつでも堤体の状況が確認できるような管理をお願いします。



堤体天端だけ、草刈りがされているだけで法面の状況が確認できない



堤体下流法面に草が生い茂り、目視により異常を確認することができない



すばらしい管理状況で一目で堤体に異常が無いことが確認できる

【池干し（いけぼし）（良い事例）】

水を必要としない非かんがい期（9月以降）には可能な限り水を落とし、池内面の点検を行ってください。

何年も池の水を抜かずいているとヘドロ等の堆積状況がわからずに底樋管呑口が埋まったり、最悪取水孔が埋まって取水できなくなります。

ヘドロ等の堆積土砂の撤去には多額の費用が必要となるため実施することは難しく、下の写真は底樋管呑口が埋まる前に周囲を土留で囲み、土砂の侵入を防止した良い事例です。また、池干しには、ヘドロの排出、水質改善、外来種の駆除にも効果があるので一度試してみて下さい。



池干し

【廃止工事予定の池の管理（良い事例）】

使わなくなった不要なため池で廃止工事予定の池でも放置せずに適正に管理する必要があります。

ため池栓を開けて低水位管理し、草刈りを実施し、堤体等に異常が無いかの点検を行い、安全対策として安全柵、注意喚起看板の設置もされています。



堤体の草刈り、安全対策が行われている



ため池栓を開けて低水位管理されている

ため池保全サポートセンターみえ

相談窓口

月曜 AM・木曜 AM

TEL.059-224-3555 FAX.059-225-7332

〒514-0006 津市広明町330番地
三重県土地改良会館 4階

多面的機能支払(農地・水・環境保全向上対策)の紹介

御浜地域環境活動組織（御浜町・紀宝町）

私達が活動を行っている地域は三重県御浜町と紀宝町内に点在する14の団地と1つの地区からなる農地と、隣接する施設の維持保全活動を行っています。この地域では主にみかんなどの柑橘類を中心とした営農を営んでおり、その他にも南高梅も行っています。昨年度から3期目

主な活動

①農地維持活動



年度初めの計画策定から農道や水路の泥上げ、草刈を毎年実施

②資源向上（共同）



実践活動として農道の補修や地元住民による農道への花の植栽、看板の設置を行っています。

③その他の活動

広報誌の作成：毎年数回作成し回覧板や地域の掲示板等に掲載しています。

また、不定期でインスタグラムに活動状況を掲載しています。



Instagram

「第16回みえのつどい」開催について

日時：令和7年12月13日（土）12:30～16:00（予定）

場所：三重県総合文化センター 大ホール他

内容：

・基調講演：農村を守ることの大切さ

・第1分科会

　　テーマ：農村と都市とのマッチング

　　講 演：里山と都市との共存を目指して

　　～地域資源と狩猟のこれから～

・第2分科会

　　テーマ：農村と次世代とのマッチング

　　講 演：だから集落営農が必要だ

～自治会の機能的再編と関係人口で

次世代につなぐ、集落営農システムの構築～

・第3分科会

　　テーマ：農村と企業とのマッチング

　　ワークショップ：企業と地域のいいご縁！

　　～はじめの一歩を踏み出そう～

・第4分科会

　　テーマ：地域の担い手を育てる獣害対策

　　講 演：にぎやかそう（過疎）の精神で楽しみながら拓く地域の未来

～イノシシ・コミュニケーション～



サマーセミナーの開催



中勢用水土地改良区

令和7年8月8日午後1時30分から当中勢用水土地改良区の2階会議室で第19回サマーセミナーを開催しました。

今回の講演は、三重大学みえの未来図共創機構藤山宗准教授と同大学生物資源学部石井優至氏により「ICTを活用した需要主導型の水管理の必要性について」、また、三重県中央農業改良普及センター普及企画室地域農業推進課主査・農業革新支線専門員大野鉄平氏により「スクミリングカイ（ジャンボタニシ）の被害対策等について」の2つで、当土地改良区の理事のほか、東海農政局木曽川水系調査管理事務所、三重県、津市、三重県土地改良事業団体連合会、宮川用水、三重用水、青蓮寺用水土地改良区の職員等関係者およそ30名の方が聴講しました。

「ICTを活用した需要主導型の水管理の必要性について」は、ICTの実証実験を行った津市栗真小川地区（水田面積24ha）では、日頃から少人数で送配水効率を高めた需要主導型の水管理を実施していますが、ICTを活用することでさらに末端用水地区でも適正配水が可能となることを確認。その結果、中勢用水の水利システムとしての適性配水が可能になり、渇水時でもその効果の発現が期待できるようです。

また、「スクミリングカイ（ジャンボタニシ）の被害対策等について」は、耕種的防除（水田への侵入防止装置、浅水管理による食害防止、貝・卵を定期的に捕殺する、浅めに細かくロータリー耕を行う、畑作輪換など）、石灰窒素によ

る防除及び薬剤による防除の方法などが紹介されました。

参加された方々から多くの質問もあり、今後の農業経営や生産に役立てて頂ければと思っております。



研修会の様子



研修会の様子



第48回全国土地改良大会 奈良大会

2026年11月17日(火曜)



大会テーマ 「きれいな水」「豊かな土地」「美しいふる里」水土里が育てるまほろばの奈良

会場 奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路1丁目691-1



刀根早生柿



いちご狩り(明日香村)



正暦寺(清酒造り)



古都華



大会HP

支部活動報告

報 告

桑名支部 第69回通常総会 開催

去る8月8日(金)に本会桑名支部の第69回通常総会を桑名シティホテルで、来賓として桑名農政事務所より山戸所長、谷本同所農村基盤室長、本部より藤本専務理事にご臨席していただき、開催しました。

まずは、5月4日をもって加藤支部長(木曽岬町長)がご退任されましたので、支部長代理の水谷副支部長(東員町長)より挨拶があり、引き続き来賓として山戸所長、藤本専務理事よりご祝辞をいただきました。水谷副支部長を議長に選任し、議事に入りました。3議案が上程され、第1号議案、第2号議案は原案どおり承認されました。第3号議案 役員の選任については、支部長に水谷東員町長、副支部長に三輪木曽岬町長が選任されました。

なお、視察研修は、9月29日(月)~30日(火)に静岡方面で実施する予定です。このことについては、次号

(360号)で報告させていただきます。

議 案

- 第1号議案 令和6年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画、同支部会費の基準並びに徴収方法、同収支予算について
- 第3号議案 役員の選任について



水谷副支部長挨拶



総会の様子

報 告

四日市支部 第68回通常総会 開催

本会四日市支部の第68回通常総会を、去る8月1日(金)午前10時30分より四日市市の「プラトンホテル四日市3階ダイヤモンドホール」で開催し、委任状を含めて25名が出席しました。

総会は、藤谷支部長を議長に選任し議事に入りました。右記4議案が上程され、第1号議案から第3号議案は原案どおり承認され、第4号議案の役員の選任については、支部長に藤谷札場土地改良区理事長が再任され、副支部長に諸岡菰野町長が選任されました。

なお、視察研修は9月29日(月)~30日(火)に静岡方面で実施する予定です。このことについては、次号(360号)で報告させていただきます。

議 案

- 第1号議案 令和6年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画、同収支予算について
- 第3号議案 規約の一部改正について
- 第4号議案 役員の選任について



藤谷支部長挨拶



総会の様子

報 告

津支部 第68回通常総会 開催

去る7月30日(水)に本会津支部の第68回通常総会を「メッセウイング・みえ」にて、来賓として津農林水産事務所 伊藤所長、本部より藤本専務理事のご臨席をいただき、開催しました。

総会は、議長に田村支部長を選任し議事に入りました。上程した第1号議案、第2号議案については原案どおり承認され、第3号議案については支部長に田村中勢用水土地改良区理事長、副支部長に守山高野井土地改良区理

事長が再任されました。



田村支部長挨拶



伊藤所長祝辞

事務局だより

なお、視察研修は12月2日(火)～3日(水)に兵庫県方面で実施する予定です。このことについては、次号(360号)で報告させていただきます。

議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告並びに同収支決算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画、同会費徴収基準及び方法、同収支予算について
- 第3号議案 役員の選任について



総会の様子

報告

松阪支部 第68回通常総会 開催

本会松阪支部の第68回通常総会が去る8月4日(月)午前11時15分より松阪市本町の「松阪市産業振興センター研修ホール」において開催し、委任状を含めて23名が出席しました。

総会は竹上支部長の挨拶で始まり、来賓としてご臨席された松阪農林事務所宮崎所長、本会藤本専務理事より祝辞をいただきました。その後支部長を議長に選任し、議事は進められました。議事は右記の4議案が上程され、第1号議案、第2号議案、第3号議案は原案どおり承認されました。第4号議案 役員の選任については、支部長に竹上松阪市長、副支部長に久保多気町長が再任されました。

なお、視察研修は10月9日(木)～10日(金)に長野県方面で実施する予定です。このことについては、次号(360号)で報告させていただきます。

議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告、同収支決算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画、同収支予算について
- 第3号議案 規約の一部改正について
- 第4号議案 役員の選任について



竹上支部長挨拶



総会の様子

報告

伊勢志摩支部 第19回通常総会・視察研修 開催

去る8月5日(火)～6日(水)に、第19回通常総会並びに最新のスマート農業機械の見学とイネの品種についての学びを目的とした視察研修(岐阜県、福井県)を開催しました。

総会

総会は、1日目の車中で開催しました。

奥山支部長(宮川用水土地改良区理事長)を議長に選任し、上程した第1号、第2号議案は原案どおり承認され、第3号議案 役員の選任については、支部長に奥山宮川用水土地改良区理事長、副支部長に辻村玉城町長、橋爪志摩市長が再任されました。

議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告及び同収支決算について
- 第2号議案 令和7年度事業計画及び同収支予算について
- 第3号議案 役員の選任について



車中の奥山支部長挨拶



採決の様子

視察研修

1日目は、岐阜県スマート農業推進センター（海津市）を訪れ、県内のスマート農業の取り組み状況について研修を受けました。

当施設のオペレーションセンターには、研修スペースと操作展示機器のコーナーがあり、2班に分かれて、相互に説明を受けました。

研修スペースでは、令和5年度より岐阜県スマート農業推進計画の第2期計画が進んでおり、6つの重点施策に基づいて、当施設を含め県内4カ所の拠点施設が連携して、研修会の開催やスマート農業機器の貸出、技術の普及および新たな開発や、これまで収集したデータ等をクラウド化し、関係者が広く活用・共有できるよう「農業DXプラットホーム」の構築を進めているとのことです。この分野においては、近隣では岐阜県が進んでおり、今回の研修を受けて参考になることが多く見つかったように思います。

展示機器のコーナーでは、スマート農業機器を実際に見学しました。一部は他の拠点施設へ貸し出されており、パネルでの説明を受けました。スマート農業機器の本体



研修スペースでの座学の様子 (1日目)



展示操作機器コーナーでの様子 (1日目)



展示コーナーで説明を受ける様子 (2日目)



展示物 (コシヒカリを生んだ稻の品種) (2日目)



参加者集合写真

は、主に充電式バッテリーで作動するものがほとんどで、参加者からは1回の充電で何時間稼働するか、予備のバッテリーの必要数は?などの質問が出ました。

2日目は、福井市にある福井県農業試験場を訪れました。この試験場は、昭和31年に水稻品種「コシヒカリ」を開発しました。コシヒカリの育成者であった石墨慶一郎博士の当時の苦労や開発に至るまでの経緯について説明を受けました。

また、コシヒカリの弱点である、倒れやすい、夏の暑さや病気に弱い点などを克服し、同時に食味や外観品質にも優れた新品種「いちほまれ」を平成29年に開発し、その説明を受けました。

その後場内を見学し、水稻の品質改良の歴史などが分かる展示物等を見学しました。

今回の研修は、主に営農に関する内容ではありましたが、少ない人材での農業経営に関する事、および近年頻発する猛暑に強いお米の開発についてと、双方ともにタイムリーな内容であり、大変有意義なものとなりました。

事務局だより

報 告

伊賀・名張支部 第68回通常総会・先進地視察研修 開催

本会伊賀・名張支部の第68回通常総会並びに先進地視察研修を去る7月28日(月)~29日(火)に開催しました。

総 会

総会は、来賓として伊賀農林事務所農村基盤室 増井室長、同所同室農村計画課 稲田課長、本部より藤本専務理事にご臨席していただき、吉田支部長を議長に選任し開催しました。

議案は、下記3議案が上程され第1号、第2号は原案どおり承認されました。第3号議案 役員の選任については、支部長に吉田阿山町土地改良区理事長、副支部長に高波名張市土地改良区理事長が再任されました。

議 案

第1号議案 令和6年度事業報告、同収支決算について

第2号議案 令和7年度事業計画、同収支予算について

第3号議案 役員の選任について



第68回通常総会の様子

視察研修

視察研修は、土地改良区役職員、県、市職員37名が参加しました。今回は、農業を持続的発展させるために地域一体となり農業を活性化させた地域、並びに各地域で取

水していた井堰を統合させ、労力や維持管理の負担軽減した地域を視察研修しました。

初日は、福井県小浜市にある「小浜遠敷高塚土地改良区」を視察研修しました。

小浜遠敷高塚土地改良区では、農業の将来を見据え、農業委員会や金屋地区農家組合を中心に、地域全体で話し合いを重ね、地域に点在していた耕作放棄地を農地中間管理機構の活用により地区外の(株)百里水郷農園に営農を委託することで解消されました。

地権者の同意には時間をかけ、丁寧に進めることで組合員に納得していただき、荒廃された農地は徐々に解消され、集積率が大幅に向上了経緯などについて苦労話を交えつつ、分かりやすく説明いただきました。

2日目は、京都府亀岡市で「上桂川用水土地改良区連合」を視察研修しました。

「京都の穀倉地帯」である亀岡盆地では七つの井堰(寅天堰、馬路堰、江川堰、神田堰、堀越堰、牡丹餅堰、上中島堰)より取水し、水田を潤していたが、昭和34年の度重なる災害により各井堰が流失等の大被害を受け復旧が困難となったため、統合井堰が計画され、その経緯を説明されました。そして、関係していた6土地改良区が土地改良区連合を設立し、設立後経年劣化による摩耗や可動の不都合発生時の緊急対応について詳細に説明していただきました。座学終了後、改修された上桂川統合堰を見学しました。

両研修先とも対応していただいた担当者の方と活発な質疑応答が行なわれ、有意義な視察研修となりました。



小浜遠敷高塚土地改良区での研修の様子

小浜遠敷高塚土地改良区での研修施設



上桂川用水土地改良区連合での研修の様子



上桂川用水土地改良区連合での研修の様子

上桂川用水土地改良区連合で維持管理している上桂川統合堰

第22回

『みえの農村風景』写真コンテスト

1. 目的

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、さらに広報冊子、その他の広報資料にこの写真の活用を目的として実施します。

2. 応募要項

「農村地域の風景」、「美しい田んぼ・畑の風景」、「農作業風景」、「農村地域の正月風景」、「農村の歴史と伝統がある祭りやイベントの様子」、「農業用施設が農業生産活動等に広く利活用されている情景」、「農村公園・親水公園を中心に地域住民とのふれあいを感じさせる情景」の写真。三重県内で撮影された未発表で版権のないもの及びその予定のないもの。(ただし、令和5年以降に撮影されたものとする。)

カラープリントのキャビネ版(2L版可)以上の単写真。(デジタルカメラ可)

- 応募は一人3点以内とします。

- 入賞は一人1点とします。

- 応募作品は返却いたしません。

- 作品1点につき応募票を添付のこと。(記入漏れ・応募票のないものは無効とします。)

- テーマと明らかに逸脱する作品や題材に準じていない作品は審査対象からのぞきます。

- 応募作品の使用権は水土里ネットみえ(三重県土地改良事業団体連合会)に帰属するものとします。

- 応募作品は水土里ネットみえの広報写真として活用させていただきますのでネガ等の提示をお願いすることもあります。

- 応募用紙にご記入いただきましたデータは、個人情報保護基本方針に基づき厳重に管理いたします。

3. 審査及び表彰

審査委員会を設け厳選し、入賞者については令和8年2月中旬ごろ直接本人に通知いたします。また、「みえの土地改良」に掲載いたします。

4. 賞

- 最優秀賞 1点 副賞(賞金5万円)・優秀賞 2点 副賞(賞金2万円)

- 特別賞 4点 副賞(賞金5千円)・伊勢新聞賞 1点 副賞(商品図書券) 予定

5. 応募締切

令和7年12月12日(金)当日消印有効

6. 応募方法

応募票を作品の裏面に貼り、下記あてに送付して下さい。

〒514-0006 三重県津市広明町330番地

三重県土地改良事業団体連合会 総務部企画総務課まで TEL:059-226-4824

7. 主催者

水土里ネットみえ

8. 後援

三重県、伊勢新聞社



| | | | | | |
|-------------|----------------|---|---|------|---|
| 応 募 票 | (ふりがな) タイトル | | | | |
| | 撮影年月 | 年 | 月 | 撮影場所 | |
| | (ふりがな) 名 前 | | | 年 齡 | 歳 |
| | 住 所 | 〒 | | | |
| | 電 話 | | | | |

三重県土地改良事業団体連合会採用試験案内

(令和8年4月採用予定)

1 採用予定人員及び受験資格

| 採用予定人員 | 受 験 資 格 | | |
|--------|--|-----------------------------|----------------------------------|
| | 学 歴 等 | 生 年 月 日 | そ の 他 |
| 若干名 | 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者及び令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 | 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 | 職員人事規程第7条(欠格事項)に該当する人は、受験できません※1 |

※1 職員人事規程第7条

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国及び地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職 種 内 容

| 職 種 | 職 務 内 容 |
|-----------|--|
| ①技術職(若干名) | ・土地改良事業(農業農村整備事業)に関する調査・計画・測量・設計・施工管理、施設機械(ポンプ・ゲート等)の操作、メンテナンスに関する等の業務 |

3 受験手続き及び日程

(1) 受験手続

受験希望者は、次の書類を三重県土地改良事業団体連合会総務部企画総務課へ提出して下さい。

ア 履歴書(写真貼付)……1通

イ 卒業(見込)証明書・成績証明書又は単位取得証明書……1通

ウ 封筒(宛先欄に受験者の住所及び氏名を記入した返信用封筒で110円切手を貼付したもの)……1通

(2) 日 程

採用試験は、3回実施します。(採用が決まり次第、受付を終了します)

| 受 付 期 間 | 第 1 次 試 験 | 第 2 次 試 験 | 最 終 合 格 発 表 |
|---------------------------------|----------------------|-----------|-------------|
| 【1回目】 5月1日(木)～ 5月30日(金) | 6月13日(金) 午後1時30分 | 6月下旬 | 7月中旬 |
| 【2回目】 6月9日(月)～ 9月26日(金) | 10月7日(火) 午後1時30分 | 10月下旬 | 11月上旬 |
| 【3回目】 10月27日(月)～ 12月5日(金) | 12月12日(金) 午後1時30分 | 12月下旬 | 1月上旬 |

- 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。(郵送受付可)
受付後の応募書類は、一切返却しません。
なお、履歴書等による書類選考を行う場合があります。
- 試験会場は、第1次・第2次試験とも津市広明町330番地三重県土地改良会館で実施します。
- 試験結果は、第1次・第2次試験とも受験者全員に書面で通知します。
- 第2次試験日は、第1次試験結果発表の際に通知します。

4 試験科目及び内容

| 区分 | 試験科目 | 試験の内容 |
|-------|--------|---|
| 第1次試験 | 一般適応試験 | 「知的能力」「態度能力」を診断するため、一般知識及び能力についての択一式による筆記試験 |
| | 作文 | 「今後の日本の農業・農村」について、原稿用紙2枚以内(800字以内)にまとめる |
| 第2次試験 | 口述試験 | 理解力や表現力及び職場適応性等について、個別面接により行う |

5 合格から採用まで

最終合格者については、令和8年4月1日に採用します。

6 給与、勤務場所、勤務時間及び休暇

- 三重県土地改良事業団体連合会「職員給与支給規程」に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、期末・勤勉手当等が支給されます。大卒初任給は、おおむね232,700円であり、職務経験のある者は、経験年数に応じ加算支給します。
- 勤務場所は、津市広明町330番地にある三重県土地改良会館で、近鉄津駅から徒歩5分のところで、転勤はありません。
- 勤務時間は、8時30分から17時15分までの8時間(月曜日～金曜日)です。
- 年次有給休暇は、1年につき20日あり、この他に特別有給休暇等があります。

7 その他

- この試験の詳細についての問い合わせは、下記までご連絡下さい。
- 会館訪問、職場見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方はご連絡下さい。

【連絡先】

三重県土地改良事業団体連合会 総務部 企画総務課
担当者：山口 TEL 059-226-4824

- (3) 土地改良事業団体連合会は、土地改良法により設立が認められている「公法人」で、全国47都道府県にあり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和32年12月11日に農林大臣の設立認可を受け設立されています。



夢ある農村づくり
みどり
水土里ネット みえ

三重県土地改良事業団体連合会

〒514-0006 津市広明町330番地

FAX.059-225-7332

URL <http://www.miedoren.or.jp>

業務推進室 (3F)

TEL.059-226-4824

総務部 (3F)

企画総務課

財務会計室

TEL.059-226-4824

事業部 (2F・4F)

農村整備課(2F)

TEL.059-226-4825

ため池整備課(4F)

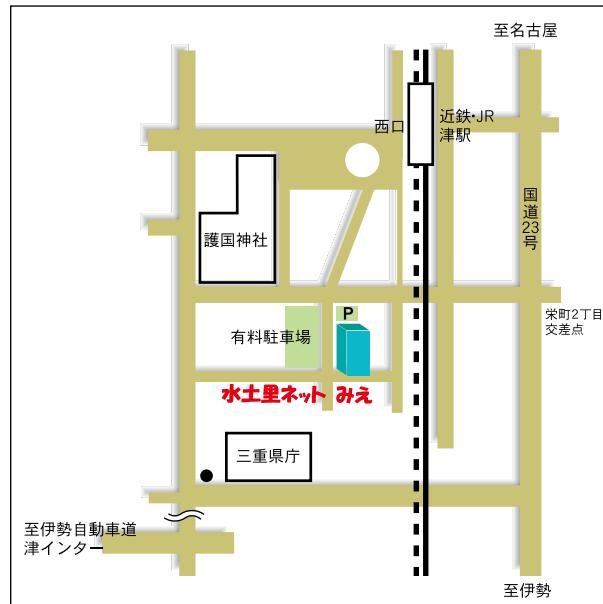
TEL.059-226-4829

ため池サポートセンター室

TEL.059-224-3555

施設管理課(4F)

TEL.059-226-4829



近鉄・JR 津駅西口より徒歩5分
自動車 伊勢自動車道 津インターより10分



水土里ネットみえ
QR コード



環境にやさしい植物性大豆インキを
使用しています。